

国民健康保険事業特別会計予算

(単位:千円)

入 予 算 額				出 予 算 額													
区 分				区 分													
款	項	目	節	本年度	前年度	比較	本年度	前年度	比較	財源内訳							
1 国民健康 保険税	1 国民健康 保険税	1 一般被保険者 国民健康 保険	1 医療現年課税分	6,705,828	7,567,161	△ 861,333	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	425,673	408,648	17,025	(手) 2				
			2 後期高齢者支援金分	1,584,725	—	皆増			2 連合会負担金	9,610	12,403	△ 2,793					
			3 介護現年課税分	680,400	561,943	118,457			2 徴税費	1 賦課費	61,234	58,951		2,283			
			4 医療滞納繰越分	390,000	350,000	40,000				2 徴税費	20,445	20,041		404			
			5 介護滞納繰越分	30,000	25,000	5,000				3 運営協議会費	1 運営協議会費	2,864		1,378	1,486		
		2 退職被保険者 等国民健康 保険	1 医療現年課税分	619,652	2,163,041	△ 1,543,389			2 保険給付 費		1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費		17,385,116	11,146,857	6,238,259	(国) 5,038,280 (前交) 4,806,895 (県) 900,051 (共交) 3,041,081 (繰) 902,593 (諸) 25,800
			2 後期高齢者支援金分	144,590	—	皆増				2 退職被保険者等療養給付費		2,454,931		7,368,170	△ 4,913,239	(療交) 1,624,620 (前交) 262,787 (諸) 1,001	
			3 介護現年課税分	159,716	160,068	△ 352				3 一般被保険者療養費		239,563		147,760	91,803	(国) 57,971 (県) 16,770 (共交) 42,105	
			4 医療滞納繰越分	25,000	20,000	5,000				4 退職被保険者等療養費		31,924		82,860	△ 50,936	(療交) 21,127	
			5 介護滞納繰越分	2,000	1,500	500				5 審査支払手数料		81,603		75,313	6,290		
2 使用料及び 手数料	1 手数料	1 証明手数料	1	1	—	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	1 一般被保険者高額療養費		1,075,086		1,221,325	△ 146,239	(国) 260,156 (県) 74,067 (共交) 593,639			
		2 督促手数料	1	1	—			2 退職被保険者等高額療養費		195,533		621,989	△ 426,456	(療交) 129,399			
3 国庫支出 金	1 国庫負担金	1 療養給付費等 負担金	1 現年度分	6,416,131	6,133,826			282,305		3 移送費		1 一般被保険者 移送費	1 一般被保険者 移送費	500	500	—	(国) 121 (県) 35
		2 過年度分	1	1	—			2 退職被保険者等移送費					200	200	—		
		2 高額医療費共 同事業負担金	1 高額医療費共 同事業負担金	148,409	120,259			28,150					4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	183,750	244,300	△ 60,550
	3 特定健康診査等負担金	1 特定健康診査等負担金	44,540	—	皆増			5 葬祭諸費	1 葬祭費	29,800	173,180	△ 143,380					
	2 国庫補助金	1 財政調整 交付金	1 普通調整交付金	1,377,468	1,423,504			△ 46,036	3 後期高齢 者支援金等	1 後期高齢者 支援金等	1 後期高齢者支援金	3,802,634	—	皆増	(国) 1,295,289 (療交) 136,118 (県) 238,594 (繰) 224,457		
		2 特別調整交付金	3,000	3,000	—			2 後期高齢者関係事務費拠出金			1,166	—	皆増				
1 療養給付費等 交付金		1 療養給付費等 交付金	2,144,798	6,991,552	△ 4,846,754			1 前期高齢者関係 事務費拠出金			1,166	—	皆増				
2 過年度分	1	1	—	4 前期高齢 者納付金等	1 老人保健 拠出金			1 老人保健医療費拠出金			912,560	5,338,512	△ 4,425,952	(国) 231,282 (療交) 232,319			
1 前期高齢者 交付金	1 前期高齢者 交付金	5,069,682	—			皆増	2 老人保健事務費拠出金	6,215			75,984	△ 69,769					
6 県支出金	1 県負担金	1 高額医療費共 同事業負担金	1 高額医療費共 同事業負担金	148,409	120,259	28,150	6 介護納付 金	1 介護納付金			1 介護納付金	1,808,984	2,115,071	△ 306,087	(国) 729,197 (県) 123,690 (繰) 83,981		
		2 特定健康診査等負担金	44,540	—	皆増	7 共同事業 拠出金					1 共同事業 拠出金	1 高額医療費拠出金	593,639	481,422	112,217	(国) 148,409 (県) 148,409	
2 県補助金	1 財政健全化補助金	1 財政健全化補助金	59,553	54,838	4,715		4 前期高齢 者納付金等	1 老人保健 拠出金				2 保険財政共同安定化事業拠出金	3,083,186	2,869,502	213,684		
	2 調整交付金	1 安定化交付金	1,108,923	1,099,015	9,908	3 その他の共同事業拠出金					20	20	—				
7 共同事業 交付金	1 共同事業 交付金	1 高額医療費共 同事業交付金	1 高額医療費共 同事業交付金	593,639	543,023	50,616	5 老人保健 拠出金	1 老人保健 拠出金			1 老人保健医療費拠出金	912,560	5,338,512	△ 4,425,952	(国) 231,282 (療交) 232,319		
		2 保険財政共同 安定化事業交付金	3,083,186	2,914,593	168,593	2 老人保健事務費拠出金			6,215	75,984	△ 69,769						
8 財産収入	1 財産運用収入	1 基金収入	1 利子及び配当金	1,219	1,244	△ 25	6 介護納付 金	1 介護納付金	1 介護納付金	1,808,984	2,115,071	△ 306,087	(国) 729,197 (県) 123,690 (繰) 83,981				
		1 一般会計 繰入金	1 保険基金安定繰入金	1,208,448	832,158	376,290			7 共同事業 拠出金	1 共同事業 拠出金	1 高額医療費拠出金	593,639	481,422	112,217	(国) 148,409 (県) 148,409		
9 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 国民健康保険基金繰入金	1 国民健康保険基金繰入金	—	490,013	皆減	5 老人保健 拠出金	1 老人保健 拠出金			2 保険財政共同安定化事業拠出金	3,083,186	2,869,502	213,684			
		2 調整交付金	1 安定化交付金	1,108,923	1,099,015	9,908			3 その他の共同事業拠出金	20	20	—					
10 繰越金	1 繰越金	1 療養給付費等 交付金繰越金	1 療養給付費等 交付金繰越金	1	1	—	6 介護納付 金	1 介護納付金	1 介護納付金	1,808,984	2,115,071	△ 306,087	(国) 729,197 (県) 123,690 (繰) 83,981				
		2 その他の繰越金	1 その他の繰越金	1	1	—			7 共同事業 拠出金	1 共同事業 拠出金	1 高額医療費拠出金	593,639	481,422	112,217	(国) 148,409 (県) 148,409		
11 諸収入	1 延滞金 ・加算金 及び過料	1 一般被保険者延滞金	1 一般被保険者延滞金	25,000	25,000	—	5 老人保健 拠出金	1 老人保健 拠出金			2 老人保健事務費拠出金	6,215	75,984	△ 69,769			
		2 退職被保険者 等延滞金	1 退職被保険者 等延滞金	1	1	—			6 介護納付 金	1 介護納付金	1 介護納付金	1,808,984	2,115,071	△ 306,087	(国) 729,197 (県) 123,690 (繰) 83,981		
		3 加算金	1 加算金	1	1	—	7 共同事業 拠出金	1 共同事業 拠出金			2 保険財政共同安定化事業拠出金	3,083,186	2,869,502	213,684			
		4 過料	1 過料	1	1	—			3 その他の共同事業拠出金	20	20	—					

国民健康保険事業特別会計予算

(単位:千円)

歳 入				予 算			額			歳 出				予 算			額	
区 分				本 年 度	前 年 度	比 較	区 分				本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳				
款	項	目	節				款	項	目	節								
	2 雑 入	1 一般被保険者 第三者納付金	1 一般被保険者 第三者納付金	25,000	25,000	—	8 保健事業費	1 特定健康診査 等事業費	1 特定健康診査 等事業費	259,620	—	皆増	(国)	44,540				
		2 退職被保険者等 第三者納付金	1 退職被保険者等 第三者納付金	1,000	8,000	△ 7,000		2 保健事業費	1 保健衛生普及費	19,841	24,670	△ 4,829	(国)	3,000				
		3 一般被保険者 返納金	1 一般被保険者 返納金	800	1,500	△ 700		9 基金積立 金	1 基金積立金	2 疾病予防費	36,035	40,241	△ 4,206					
		4 退職被保険者 等返納金	1 退職被保険者 等返納金	1	1	—		10 公債費	1 公債費	1 利子	1,219	1,244	△ 25	(財)	1,219			
		5 雑 入	1 雑 入	1	1	—		11 諸支支出金	1 償還金利息 及び還付 加算金	1 一般保険税還付金及び還付加算金	25,000	25,000	—					
								2 退職保険税還付金及び還付加算金	1,000	1,000	—							
								3 償還金	1	1	—							
								12 予備費	1 予備費	1 予備費	100,000	100,000	—					
歳 入 合 計				32,850,618	32,657,042	193,576	歳 出 合 計				32,850,618	32,657,042	193,576					

1. 国保加入世帯数
- 一般 46,700世帯 (52,300世帯)
 - 退職者 3,300世帯 (16,600世帯)
 - 計 50,000世帯 (68,900世帯)
2. 被保険者数
- 一般 92,800人 (104,700人)
 - 退職者 7,400人 (26,800人)
 - 計 100,200人 (131,500人)
- ()内は19年度当初

3. 国民健康保険税率

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.4%(8.1%)	1.8%(-%)	2.0%(1.2%)
資産割	14.0%(25.0%)	0.0%(-%)	0.0%(4.0%)
均等割	29,000円(21,000円)	7,400円(-円)	9,400円(6,300円)
平等割	25,500円(19,800円)	5,800円(-円)	6,100円(5,700円)
課税限度額	470,000円(560,000円)	120,000円(-円)	90,000円(90,000円)

倉洲支所管区域 (H21年度統一)

	7.3%(7.8%)	同上	1.9%(1.1%)
所得割	7.3%(7.8%)		1.9%(1.1%)
資産割	22.4%(41.8%)		0.8%(5.6%)
均等割	27,700円(18,400円)		8,900円(5,300円)
平等割	24,700円(18,200円)		5,900円(5,300円)
課税限度額	470,000円(560,000円)		90,000円(90,000円)

()内は19年度当初

4. 国民健康保険制度等

・自己負担割合

3歳	就学	70歳	74歳 75歳~
2割	3割	—	一般 1割(3割)
平成20年4月~			
2割	3割	—	一般 2割(3割) 一般 1割(3割)

・70~74歳は1年間1割に凍結 ()内は現役並み所得者

・自己負担限度額

上位所得者	150,000円 + [(実際にかった医療費 - 500,000円) × 1%] (83,400円)
— 一般	80,100円 + [(実際にかった医療費 - 267,000円) × 1%] (44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

・70歳以上高齢者の医療費については原則定率1割負担、現役並み所得者については定率3割負担とし、自己負担限度額(月額)については下表のとおりとする。(H18.10改正)

	外来限度額(個人毎)	外来+入院限度額(世帯毎)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + [(実際にかった医療費 - 267,000円) × 1%] (44,400円)
— 一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

5. 出産育児一時金 (H18.10改正) 33万円 35万円
6. 葬祭費 7万円 5万円 (群馬県後期高齢者広域連合が5万円で支給予定)
7. 高額医療費共同事業 (H18.10改正) 対象医療費70万円 80万円
8. 保険財政共同安定化事業 (H18.10新設) 対象医療費30万円を超えるもの
 ・上記(7、8)医療費負担金対象(国庫補助+県補助)10分の4 100分の41へ
9. 病気の早期発見、早期治療を目的とした健診から、生活習慣病の発症、重症化や合併症への進行の予防を目的とした特定健診・特定保健指導を、平成20年4月から実施する。
 ・特定健診 40~74歳の国保加入者68,000人が対象。従来の基本健診項目が見直され、腹囲測定等を加えたメタボリックシンドロームに着目した予防のための健診を行う。
 ・特定保健指導 健診の結果、保健指導レベルを生活習慣病リスクに応じて階層化し、情報提供、動機づけ支援、積極的支援に区分して行われる。
 ・国庫・県補助 実施率を45%として受診者を30,400人とし、国44,540千円、県44,540千円の歳入を見込む。

特定健診補助単価	40~64歳・個別@1,760円・集団@960円 / 65~74歳・個別@880円・集団@410円
保健指導補助単価	40~64歳・動機づけ@3,200円・積極的5,300円 / 65~74歳・動機づけ@3,200円

10. 一泊、日帰り及び脳人間ドックを実施し、被保険者の健康保持と疾病予防への関心を図る。

- ・一泊ドック助成額 31,000円 × 200人 = 6,200,000円 (33,000円 × 220人)
 検診費用 63,000円のうち本人負担額 32,000円
- ・脳ドック助成額 28,000円 × 200人 = 5,600,000円 (30,000円 × 220人)
 検診費用 52,500円のうち本人負担額 24,500円
- ・日帰りドック助成額 22,000円 × 1,090人 = 23,980,000円 (22,000円 × 1,000人)
 一次募集(民間検診機関) : 検診費用 35,700円のうち本人負担額 13,700円
 二次募集(医療センター) : 検診費用 32,000円のうち本人負担額 10,000円